

# フリー・バンキング論者と マカロックとの論争をめぐって

二階堂 達 郎

はじめに

英国においてフリー・バンキングの主張が比較的多くなされたのは、1820年代の後半から1830年代の初頭にかけてである。この時期は、反穀物法運動の影響もあり、経済政策でフリー・トレードの原則が受け入れられる基礎が比較的広く存在していた。この中で、1825年の金融恐慌の評価や、1833年のイングランド銀行の特許更新の問題を背景にして、通貨制度のあり方をめぐる議論が大量のパンフレットや議会証言などを通じて広範<sup>1)</sup>に行われた。

この議論の一つとして通貨学派のマカロックとフリー・バンキングを支持する論者たちとの論争がある。この契機となったのは、1831年に出版されたマカロックの『イングランド銀行史概観<sup>2)</sup>』であり、それに対してパーネル(1776—1842年)とスクロープ(1797—1876年)が反論を加える形で行われた。後者の二人はともにフリー・トレードの熱烈な支持者であった。パーネルは長期にわたる国会議員活動の中で、カトリック解放法支持や反穀物法の論陣を張ったが、政治経済学や国家財政にも関心を抱いていた。彼は銀行制度についてもフリー・バンキングを支持する立場から、1832年に設けられたイングランド銀行特許状の更新の適否を検討するための委員会で、同銀行の特許状の更新に反対の意見を表明し、また、同じ年に『紙幣、銀行業および商業の過剰取引についての見解——スコットランド銀行制度を説明した下院委員会における証言部分を含む<sup>3)</sup>』と、『イングランド銀行の支配力とその行使についての平易な叙述——および、スコットランド銀行制度への反対論に対する反論、“イングランド銀行史概観”への回答<sup>4)</sup>』とを相次いで著した。他方、スクロープは著名な地質学者であったが、救貧法の改革をはじめとする社会改革や政治経済学にも関心を抱いていた。とくに、国会議員になった1833年頃には、多数のパンフレットを発行するなど活発な活動を行った。彼は、「産業の権利と銀行制度<sup>5)</sup>」の中で、フリー・バンキング制度の下での通貨流通や信用通貨について論じるとともに、

マカロックの主張に対する反論を行っている。

この論文は、このマカロックとの論争という形をとって行われたこれらのフリー・バンキングの議論について考察したものである。

## 1. マカロックのフリー・バンキングに対する評価

マカロックの『イングランド銀行史概観』は、銀行券の兌換性、イングランド銀行の歴史、および当時の銀行制度について論述した前半部分と、銀行特許の延長の支持を主張した後半部分から構成されている。彼はいわゆる通貨学派の立場から、金融上の困難を引き起こしている原因を地方銀行による銀行券の過剰発行に求めている。そして、地方銀行が十分な金準備を保有していないために、金融恐慌の際には金との交換が求められ、イングランド銀行からの金の大量流出を引き起こすとしている。これを打開するには、イングランド銀行に発券についての排他的な特権を与え、同行の銀行券を「地方銀行の紙幣に対する法貨<sup>6)</sup>」として地方銀行の準備とする制度を確立することが必要であるという結論を下している。この著作の議論には、フリー・バンキングへの批判の根拠とされる主要な論点が含まれており、本稿ではこの点に焦点を当てて論じることとする。

まず最初は、自由発券制度はロンドンではスコットランドのように有効に機能しないとの主張である。その理由として、スコットランドとロンドンの置かれている金融的地位が根本的に異なっていることが挙げられている。金融取引において、ロンドンは帝国全体の中心を占めているのに対してスコットランドの地位は従属的である。エジンバラの一銀行が過剰発行して流通が過剰になっても、当地の銀行には金交換の請求は起らない。しかし、ロンドンは英国の「さまざまな地域のすべての金銭上の取引が最終的に調整される中心地」であり、「ほとんどすべての外国為替の支払がなされる場所<sup>7)</sup>」である。したがって、通貨価値にたとえわずかな混乱でも引き起こされるならば、国内のあらゆる部分や外国為替に重大な影響を与えることになる。「首都の金銭取引の性質と広がりがエジンバラやどの地方都市にも似ておらず、光と闇のように異なっているのに……、スコットランドの銀行家たちに有利な形で与えられてきたのと同様な発券の権限がロンドンの銀行家にも等しく有利に認められるように主張することにはいささかの必然性もない<sup>8)</sup>」というものである。

しかし、より主要な根拠として挙げられているのは、自由発券制度そのものが有効に機能しないという論点である。「過剰発行をする銀行は必然的に競争相手よりも公衆に有利な条件で公衆と取り引きするに違いない。そしてこうした状況によって、競争相手は、一連の同様な行動に追従する以外には、事実上その活動を妨げることができなくなる<sup>9)</sup>」からである。マカロックは、こうした帰結が導かれる事情を、銀行券が通常の商品のよ

うに品質を差別化できないということで説明しようとしている。銀行券が過剰であることがわかっている、「すべての銀行券は、等しく優良であると評価されるので、商人は最初に手許に入った銀行券を支払いのために差し出すであろう」。つまり、商人は銀行券を「無差別にそれらの発行者に戻す<sup>10)</sup>」というのである。その結果、過剰発行した銀行の銀行券は他の銀行へも金交換を求めて還流し、それらの銀行も金を蓄積しなければならなくなる。そして、「非生産的なストックが増大し、顧客は過剰発行をする銀行へ引き寄せられて失なわれ、過剰発行された銀行券がそれらの銀行券にとって代ることによって、利潤は減少し、……いくつかの銀行は過剰発行する銀行の例を模倣するであろう<sup>11)</sup>」。「金の大量の流出と、大きな困難や窮迫を国中に引き起こすことは、どの富裕な一銀行でもできるであろう<sup>12)</sup>」。こうして、発券業務を自由競争に委ねるならば、銀行券を安価に流通させる銀行がシェアを伸ばして競争に打ち勝ち、ついには業界全体がそれに追随せざるをえなくなる。通貨量は過剰となり、為替の下落や金流出を経て破綻へと突き進まざるをえないというのである。

そして、困難と不信の時期には公私の信用のために特別な資本の支援が求められるにもかかわらず、かかる複数の発券銀行は「いかなる一般的または公共的な責任をも負わない」で、「自己の利益<sup>13)</sup>」からのみ行動するであろう。スコットランドの銀行は「前貸をしても危険を犯さないと考える限り、気前よく前貸をする。しかし、警戒と不信が生じ始めると、まさに、最も安全な担保に基づいていないあらゆる前貸の支払を要求する。大部分の割引を停止する。多くの顧客を破綻させることによって自らの安全に対する備えをする」。「ただ繁栄の時期だけに適しており、困難な時期に自らを支え国を支援することができない銀行制度は……それが奉仕すべき大きな目的には適していない<sup>14)</sup>」というのである。

マカロック自身は、自由競争の原理そのものに反対しておらず、「個人の利益を最も促進するのに資するものは何でも、大多数の場合に公共の利益を促進するのに最も資する」ゆえに、ほとんどの業界では競争の自由は最大限許されるとしている。しかしながら、通貨発行については公衆と銀行家との間で利益の一致が得られず、それに対する制限は、個人による鑄貨の発行や支払保証のない銀行券の発行の禁止、あるいは基準や尺度の統一などとともに、「産業の自由な行使に対する制限」の対象になると主張する。「自由は目的に対する手段としてのみ価値がある。その目的——民の福祉、公共の利益——が制限を課することで最もよく保証されることが明らかにされる時はいつも、それらは疑問の余地なく課せられるべきである」。「銀行業の活動においては、この[自由競争の]原理はある修正の下でのみ認められる<sup>15)</sup>」のである。

こうして、マカロックは、「支払を発行者が保証しないようなすべての銀行券の発行を禁止する」だけでなく、ロンドンにおける発券の権限を、「流通紙幣を管理する手段をも

ち、議会にその活動に関して責任を負う唯一の団体に制限する<sup>16)</sup>」ことが不可欠であると主張する。選択肢は、銀行券の発行を一つの独占的な銀行か、国立銀行に委ねるかということになる。彼は、国立銀行には公衆に節約をもたらすなどの利点があることを認めるものの、官吏による通貨管理には弊害が伴うとして、イングランド銀行に銀行券の独占的発行の権限を与えることを最終的に支持する。「イングランド銀行があまりにもわずかの銀行券しか発行せず、流通を逼迫させるならば、その分は金で補われ、同銀行は銀行券の発行で得たかもしれない利潤を失う」ことになろう。他方、「イングランド銀行が過剰発行するならば、その紙幣の一部はついには支払を求めて還流する。同銀行は金庫からの流出を止めるため、銀行券の流通を適正な量にまで減らすであろう」。イングランド銀行がつねにこのように行動してきたとは言えないにしても、「他のやり方で行動した場合には、だれか他者の利益を損うよりももっと自己の利益を損ったことは確かである<sup>17)</sup>」と述べている。

また、マカロックは、フリー・バンキング論者の多くが支持している株式銀行の設立についても本質的な解決にはならないと主張する。大都市に株式銀行が設立されたとしても、小都市や地方ではより劣った銀行と取引するという状態に置かれる。そうした銀行が広く設立され、あらゆる者がどのようなチェックも管理もなしに銀行券を発行することができる限り、必ず価値の劣った銀行券が流通することになる。「たんに大きな資本を有した銀行組織が設立できるような計画を導入するだけでイングランドの地方銀行業の制度に何らかの真の発展がなされると期待することは、まったくの幻想である」。真に望まれるのは、「すべての個人や団体があらかじめ保証されていないような銀行券の発行を防止することによって、銀行券が信用されなくなる可能性をなくすシステムを採用することである<sup>18)</sup>」。

## 2. マカロックに対するパネルの批判

パネルは『紙幣、銀行業、および商業の過剰取引についての見解』の中でフリー・バンキングを支持する主張を行っているが、マカロックとは対照的に、当時の信用恐慌と経済的困難の原因を政府と結びつけたイングランド銀行の通貨支配に求めている。需給状態に対する商人や製造業者の見通しの誤りは、銀行券の過剰な流通による価格の見かけ上の上昇によって助長されるが、その原因はイングランド銀行による恣意的な通貨流通量の操作を認めている銀行制度にあるというのである。イングランド銀行が紙幣を過剰に発行し信用を膨張させた後、流通量を突然かつ急激に収縮させると、地方銀行もそれに対応して支払を停止せざるをえない。その結果、商業恐慌と破綻が全国に波及するという過程が繰り返されてきた。またイングランド銀行は、政府との結びつきを背景

にして排他的な特権と巨大な資本を保持することで、通貨と商業信用に対する支配力をも強めつつある。取引の自由と財産の保全に対立する銀行業の独占的地位を打破し、発券を含む銀行業に自由競争の原理を適用することが、通貨の安定的価値を保証することになると主張する。そのため、イングランド銀行の独占的地位の剥奪とともに、株式銀行の設立を認め、十分な資本と支払能力のある発券銀行の設立を促進すること、すべての銀行が各々の銀行券の全発行量に対して十分な保証を行なうこと、小額紙幣の発行を許可して紙幣流通を促進することなどを提起している。

パーネルは、『イングランド銀行の支配力とその行使についての平易な叙述』の後半部分で、マカロックの『イングランド銀行の歴史的概観』への反論を行っている。ここでは、マカロックがフリー・バンキング批判の根拠として挙げている論点への反論部分を取り上げてみることにする。

パーネルは最初に、イングランド銀行と公衆の利益とが一致しているというマカロックの考えが抽象的な観念にすぎず、いかなる保証もされていないと指摘した上で反論に移っている。パーネルの主張の核心は、複数銀行制の下では銀行間の相互作用が、過剰発行を試みる銀行に対し抑制力として働くと考えている点にある。「各銀行は取引の過程で日常的に他の銀行券で巨額の支払を受けることになろう。……その銀行はそれらの銀行券を再発行しないであろう。というのは、自行の銀行券を発行し流通させる手段が奪われることになるからである。この銀行はそうはしないで、他の銀行にその銀行の銀行券を送る。そして、これら他の銀行はそれぞれ所有していたこの銀行の銀行券を当の銀行に支払い、支障がない限りその差額を鑄貨で支払うであろう。しかし、こうした銀行券の交換の方法は非常に時間がかかってわずらわしいため、銀行間で調整をして、日常的に行員を指定された場所に派遣し、それらの銀行券を交換し、差額を鑄貨か他の安全で満足<sup>21)</sup>のゆく方法で支払うことになるのは明らかである」。過剰発行された銀行券は、銀行間での日常的な銀行券交換を通じて当の銀行に速やかに還流することになる。そして、その銀行は、金の流出を通じて損失や支払停止の危険を背負うことになるというのである。

また、彼は、通貨はロンドンのみならず地方で発行された紙幣や鑄貨から成り立っていることや、一つの銀行の過剰発行が他の銀行の発行量を減少させるように作用することを考慮に入れるならば、単一の銀行が貨幣価値や為替の下落をもたらすほどに過剰発行するには相当の追加が必要であって、かなり困難であると述べる。さらに、ある銀行の過剰発行は他の銀行にとって直接的な損失なので、「過剰発行がもたらされる方法は不公正で、彼らの利益に反し、言外の黙約の違反と見なされるであろう。したがって、他の銀行は、その過剰発行をしている銀行が公正な取引のルールを犯したことを交換によって発見すると、規則違反を行なった銀行を元に戻させるために自分たちが有している

手段を講じることによって、償いを手に入れ、彼ら自身の利益を守ることを追求するであろう<sup>22)</sup>」と主張する。そして、疑いと不信の時期にも、信認の時期と同様に、商業の不振から蒙る損失を防ぐために、可能な限り援助を与えることが利益に適っているとす。

たとえ、彼らが結託して過剰発行しても、「通貨は過多になり、価値は下がり、金価格は上昇し、外国為替は下落し、……あらゆる者が紙幣を戻し、代りに金地金を要求するために殺到するであろう。……銀行に保存された通常の金備蓄はすぐに枯渇するであろう。……銀行家たちが支払停止を免れうるとすれば、それは莫大な損失を負うことによるのみ可能であろう<sup>23)</sup>」。パーネルは、通貨の兌換性によって紙幣発行が制限され、その価値が維持されることをマカロック自身も認めていることを指摘した上で、「金で支払うという義務は単一の場合と正確に同じ効果を複数の銀行にも及ぼすことは明らかなので、複数の銀行がロンドンに設立されても、そのような方法が何らかの破壊的な結果をもたらすと仮定する理由はまったくない<sup>24)</sup>」と主張する。さらに、「ロンドンに複数の銀行があれば、それらは不信の早い時期のうちに大きな支援を与え、多くの商業会社を破産から守るであろう」と付け加える。そして、「独占の制度の下では、それはたんに兌換性の管理の下に置かれるにすぎない<sup>25)</sup>」が、フリー・バンキング制を導入することによって、通貨は「兌換性と競争とによる二重の管理の下に置かれる」と結論づける。

最後に、パーネルは、マカロックのいう銀行業務におけるフリー・トレードの原理の修正とは、「修正ではなくて、銀行業におけるフリー・トレードの原理の全面的な廃絶である。それは純粋な独占に他ならない」と厳しく批判する。そして、アダム・スミスが提起したのは「銀行券に金との兌換性をもたせ、1ポンドよりも小額であってはならない」ということに尽きるのであり、リカードの場合も、「すべての銀行は銀行券の発行量に対して保証するべきであるということ<sup>26)</sup>」にすぎず、マカロックのものとはまったく異なったものであると締めくくっている。

### 3. マカロックに対するスクロープの批判

このようにパーネルのマカロックに対する反論の核心は、銀行券の金との兌換性のみでは通貨の安定には十分でなく、それに加えて発券に競争を導入することがその機能をより強化するという点にあり、その主張の比重は、競争原理が銀行券の過剰発行を抑制し、通貨価値とその供給を安定させるように作用するという点に置かれている。スクロープも「産業の権利と銀行制度」の中で、パーネルの主張を支持し、イングランド銀行の独占の廃止と、通貨制度を自由の基礎の上に置くことを主張している。また、マカロックの『イングランド銀行史概観』に対する批判も、パーネルの議論と基本的に共通していると見なすことができる。しかしながら、スクロープの反論の力点の置き方はパー

ネルとは微妙に異なっている。ここでは、マカロックに対してスクロープが取り上げている論拠を要約し、その議論に見られる特徴について論じることにした。

イングランド銀行の特許切れに際し、スクロープが示している具体的な提案の骨子は次のような内容である。すべての銀行は、銀行券の発行額全額に対して政府債券の担保を預託すること、5ポンド以下の銀行券の発行を禁じた法律を廃止すること、首都の銀行の銀行券を地金のみと兌換可能にして、地方銀行の銀行券は首都の銀行の銀行券で支払われるようにすることなどである。なお、最後の措置によって地方銀行は金準備から解放されることになる。地方銀行による過剰発行は、その銀行券を金やイングランド銀行券と並んで首都の銀行が発行する銀行券で支払うという義務によってチェックされることになる。<sup>27)</sup> これを見る限り、スクロープは、首都の銀行と地方銀行との間に機能的な区別を持ち込もうとしているものの、銀行券の金との兌換性を前提にして論じていることがわかる。

ところでスクロープは、銀行間の自由競争は過剰発行を引き起こすというマカロックの見解に対しては、次のように反論している。マカロックは、「競争相手の銀行よりも低い割引率や低い保証によって一銀行が紙幣をいったん押し出すことができると、その紙幣は……永久に外部に滞留する」という誤った前提に基づいている。実際には、銀行券は還流と再発行を不断に繰り返すため、過剰発行している銀行がその流通量を維持するには、低い割引率と低い保証に基づいた発行を続けなければならない、かかる損失を甘受しつつ事業を拡大し続けることは不可能であるとする。この論点は基本的にパネルのものと同じものであるが、スクロープはさらに踏み込んで次のように定式化している。すなわち、「銀行業の自由競争下では、どの銀行も恒久的に流通させ続けることのできる流通量の全流通量に対する割合は、その銀行の相対的な信用、または割引の安さ、および便宜の受けやすさに比例する」と。したがって、割引率や他の便宜などの条件が等しければ、各々の銀行は、全体の流通のうちにその相対的な信用に対応する割合だけ——ただそれだけ——を確保することができる」ことになる。そして、かかる条件を無視して、顧客を獲得するために有利な条件を提供するならば、他の銀行はその銀行に「攻撃を仕掛け、銀行券を買い上げて金交換を浴びせる<sup>28)</sup>」ことになる。こうした定式化を見ると、自由な発券制度の下での各銀行券の流通量はそれを発行する銀行の信用によって基本的に規定される形で安定化すると考えられていることがわかる。そして、このことは、スクロープ自身は直接には触れていないものの、大資本を背景に強力な信用を有する銀行が顧客に有利な条件を提示して銀行券流通のシェアを拡大し、ひいては銀行間競争に打ち勝つことを事実上意味している。

スクロープの議論の最も大きな特徴は、フリー・トレードの原則を銀行業に適用することと、金の廃貨およびその紙幣や信用貨幣への代替によって貨幣の不足を解消する

こととを結びつけて、主張を展開しているところにある。<sup>29)</sup> こうした観点は、一つには、金交換への復帰による金準備の増大のために金価値が上昇したという点から、1819年の金交換への復帰を金交換停止に劣らぬ誤りであるとして批判しているところに表れている。<sup>30)</sup> また、銀行業におけるフリー・トレードの原則の諸制限を、金への選好を強めているという観点から批判しているところにも見られる。たとえば、パートナーの人数や十分な資本に基づいた銀行の設立が制限されているため、銀行業は脆弱な基盤の上に行われることになり、この結果、「公衆の信認を有することができず、それゆえ、公衆は一般にそれらの銀行券よりも金を選好する」ことになる。また、5ポンド以下の銀行券の発行禁止も流通に必要な金の量を増やすことになる。その結果、イングランド銀行や地方銀行の準備に加えて、ばく大な金貨が流通に必要となる。他方、地方銀行は、信用が不安定なために大量の鑄貨を保有せざるをえない。「地方銀行は、自己の銀行券と同じ程度には金でその顧客に前貸しを融通することはけっしてできない。信用や債務を貸す代わりに現金を貸し出すことになると、それらの業務はまったく変化することになる。それらの前貸しは制限され……それらの設立のリスクや費用だけでなく、金の購入に必要な資本にかかる利潤をカバーするような利子を課さねばならなくなる。その結果、地方流通量が大きく制限され、貨幣が不足し、価格が崩落することになる」。<sup>31)</sup> これらの議論を見ると、スクロープがとくに関心を抱いているのは、地方における貨幣の不足であり、資本を地方に行き渡らせることによって、生産的産業の発展を促すことだということがわかる。

また彼は、金に対する信用の優位性をより体系的に論じようと試みている。たとえば、文明世界では信用貨幣は流通媒体の大きな部分を担っており、金属通貨だけで商業はもはや物理的に成立しないと指摘した上で、この信用の特徴を次のように述べている。「紙幣を虚構や詐欺と見なし……、金属こそ唯一の安全な通貨だとする観念が依然として受け入れられている」。紙幣の鑄貨に対する優位性は、「非生産的形態に固定化された……資本を節約し、死んだ資財を使用できる」点にある。したがって、虚構ということで「固有の価値がない」ということを意味しているのであれば、それこそ紙幣に特有の長所なのである。だが、虚構ということで「無価値」ということには必ずしもならない。健全で確実な銀行によって発行される紙券は、「二重の資本——銀行自身の資本と、その銀行券を貸し付ける際の担保に基づいた資本」<sup>32)</sup>によって保証されているからだというのである。

さらに、「金属通貨は、物々交換がより便利な形態をとったものにすぎない。それは、依然として、未開時代にふさわしい交換様式に固有で避けがたい欠点を有している。……そのような扱いにくく高価な交換手段を用いざるをえないのは、当事者間の交渉が欠如し、その結果として信用に制約——あるいは、社会の発達した条件では、政府による有



害な干渉——があるからにすぎない<sup>33)</sup>」というのである。

スクロープのこうした立場は、信用の拡大という観点から通貨の発展を解釈しようと試みているところによりはっきりと表れている。彼は次のように論じている。三者が互いに負債をもつ場合、当事者が知り合いで互いの状態を知りうる時には、彼らは債務消滅証を交換し、貨幣を使用せずに勘定を決済するだけであろう。しかし、現実の取引は非常に複雑で、債務者と負債者を勘定の決済のために一ヶ所に集めることはできない。通貨が金属である場合には、当事者のだれかが犠牲を払って、現金を手に入れるために財を新たに販売しなくてはならない。信用通貨の場合には、手形が使用される。これは、固有の価値をもつ物品による支払方式の発展した形態である。しかし、短所は相手の支払い能力について事前に確信がなければならぬということである。とくに、売手が裏書人を知らない場合、リスクを負うか商品の販売をあきらめるかのどちらかを選ばざるをえない。このような状況で、「よく知られた富裕な人物の会社が、巨額の払込資本に支えられ、鑄貨や私的な手形に代わる流通媒介物としての銀行券によって信用の供与を行う銀行を設立するならば、……金融制度の巨大な発展となる」であろう。この場合には、「大会社の名の通った信用が、不確実で絶えず変動する個人の信用、または高価で不具合な鑄貨の媒介物に代わって用いられる」<sup>34)</sup>。

スクロープにとって、安価で安全で価値が変動しない通貨は資本の裏づけのある信用を基礎とするものであり、フリー・バンキングはかかる通貨を保証する唯一の制度である。また、信用に基づいた通貨は、「生産の増大とともに」、「市場の要求に比例させて」、あるいは「現実の富の量の増減にあわせて」通貨を保証する方途として考えられていることも強調されねばならないであろう。彼は、この意図を「競争原理」と「利潤原理」という二つの原理を用いることによって明らかにしている。「競争原理によるならば、銀行は行き過ぎや、価値以下に低下させるほど多くの紙幣を無理に流通させることはない」のであるが、他方、「利潤原理によるならば、銀行は信用の拡大へと——それが行われるべきである限りいつでも——導かれる」のである。そして、「独占主義者の原理」に基づいて活動することは、「市場の狭隘化や、[銀行が供与する便宜の]<sup>35)</sup>条件の引上げ」を意味するのである。

最後に、スクロープが、スコットランドとロンドンの金融的地位に関するマカロックの議論についても反論を加えていることを指摘しておきたい。その主旨は次のようなものである。エジンバラで過剰発行に対する防御作用が働くのは、直ちにロンドンとの為替が下落し、銀行に金請求が行われることがわかっているからである。自由銀行制の下で、ロンドンに過剰発行が起こるならば、それに続いて大陸に対する為替が下落し、地金の流出が起こることがわかるので、同じように防御作用が働く。したがって、二つの場合に相違は存在せず、スコットランドの銀行制度をロンドンへ導入する妨げにはなら

<sup>36)</sup>  
ない。

当時の通貨をめぐる論争は、基本的には金兌換制度の枠組を前提にして行われていたが、その中でフリー・バンキング論者は信用の拡張に積極的な姿勢を示していた<sup>37)</sup>。マカロックとの論争の中でスクロープが展開した議論は、金融の中心地であるロンドンにおける金との兌換を前提としており、信用の概念もいまだプリミティブなものに止まっていて体系的なものとはけっして言えないものの、かかる傾向を明らかに示したものである。

### 註

- 1) ホワイトは、1825年から45年にかけて、少なくとも40のパンフレットと雑誌記事がフリー・バンキング学派によって出版されたと指摘している。Introduction to *Free Banking* Vol. I, ed. by Lawrence H. White, p. viii.
- 2) J. R. McCulloch, *Historical Sketch of the Bank of England with an Examination of the Question as to the prolongation of the exclusive privileges of that Establishment*, 1831.
- 3) Henry B. Parnell, *Observations on Paper Money, Banking, and Overtrading, including those parts of the Evidence taken before the Committee of the House of Commons which explain the Scotch System of Banking*, 1832.
- 4) Parnell, *A Plain Statement of the Power of the Bank of England and the Use it has made of it ; with a Refutation of the Objections made to the Scotch System of Banking, and a Reply to the Historical Sketch of the Bank of England*, 1832. また、1821年にリカード、マルサス、J. ミル、トゥックを中心にフリー・トレードの原理の普及を目的として設立された「経済学クラブ」において、パーネルはフリー・バンキングを支持する主張を何度か行い、これをめぐって議論が行なわれた。この経緯については、拙稿「パーネルのフリー・バンキング論」（大手前女子学園『研究集録』第9号に所収）を参照のこと。
- 5) G. J. Poulett Scrope, 'The Rights of Industry and the Banking System', *Quarterly Review*, 47, July, pp. 407-57.
- 6) McCulloch, op. cit., p. 11.
- 7) Ibid., p. 43.
- 8) Ibid., p. 44. なお、マカロックはスコットランドの銀行制度のいくつかの付随的な点については——たとえば、預金利子については、少ない金額をも生産的かつ安全に投資できるようにして貯蓄と蓄積を促すという理由から——導入することを支持している。
- 9) Ibid., pp. 49-50. 強調はマカロックによる。
- 10) 以上、ibid., p. 48. 強調はマカロックによる。
- 11) Ibid., p. 50.
- 12) Ibid., p. 49.
- 13) 以上、ibid., p. 52.
- 14) 以上、ibid., p. 54.
- 15) 以上、ibid., p. 51.
- 16) 以上、ibid., p. 51.
- 17) この節約は、政府への貸付利子、公債管理の費用、印紙税、国立銀行の維持費、地金と鋳

- 貨の調達・発行のための費用などからなるとされている。Ibid., pp. 57-8.
- 18) その理由は、第一に、官吏には国立業務についてイングランド銀行の理事たちと同じような用心深さや、商業取引や信用状態についての知識を期待できないこと、また官吏という立場上割引政策などを遂行する権限には制約が件わざるをえないこと、政府が個人の金銭的な業務や不正に巻き込まれること、政府への従属が強まることなどを挙げている。Ibid., pp. 58-63.
  - 19) Ibid., p. 45.
  - 20) 以上、ibid., p. 31. このほか、1ポンド銀行券の発行の禁止についても、劣悪な地方銀行券の流通を断つのにある程度有効ではあっても、「この方法が地方の流通を……堅実な基礎の上に置くと思像することはまったく空想的なことである」と述べている。
  - 21) Parnell, *A Plain Statement*, pp. 84-5.
  - 22) Ibid., pp. 87-8.
  - 23) Ibid., pp. 85-6.
  - 24) Ibid., p. 83.
  - 25) 以上、ibid., p. 97.
  - 26) 以上、ibid., pp. 90-1. 強調はパーネルによる。他方、マカロックは、パーネルに対しては次のような批判を加えている。「ヘンリー・パーネルはロンドンの銀行業の自由化政策を主唱してきた人々の中ではるかに有能で並外れた人物である。しかし、独創的であっても、この主題についての彼の議論はわれわれにはまったく満足のゆく決定的なものであるとは思えない。しかし、これは彼の業や能力の欠乏によるものではなく、彼が擁護しようとした目的[銀行業へのフリー・バンキングの適用]が適切でないことによる」。McCulloch, op. cit., p. 64.
  - 27) Scrope, op. cit., p. 455 を参照のこと。
  - 28) 以上、ibid., pp. 451-2.
  - 29) ホワイトはスクロープについて、金本位制に対して忠誠心が弱く、通貨膨張主義的なところがあると指摘しつつ、フリー・バンキング制度の下でそれぞれの銀行券の流通が調整される市場過程について最も洗練された説明を行ったと評価している。White, op. cit., ix.
  - 30) この点は、リカードやリバプールなど「標準の回復」を唱える人々によって見逃されたとスクロープは述べている。Scrope, op. cit., p. 441.
  - 31) 以上、ibid., p. 443. 強調はスクロープによる。
  - 32) 以上、ibid., pp. 444-5.
  - 33) Ibid., p. 445.
  - 34) 以上、ibid., p. 446.
  - 35) 以上、ibid., p. 456. 強調はスクロープによる。
  - 36) 以上、ibid., p. 450.
  - 37) パーネルも、『紙幣、銀行業、および商業の過剰取引についての見解』において信用の拡張の必要性を強調している。これについては、拙稿「パーネルのフリー・バンキング論」を参照のこと。